

# 青森県報

第三千二百四十六号

平成二十二年  
六月七日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス	保	
事業の廃止の届出……………	險	
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	福	
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援	祉	
事業の廃止の届出……………	課	
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	二	
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	同	
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防	同	
サービス事業の廃止の届出……………	同	
出先機関……………	同	
土地改良区の役員の就任……………	同	
右 同……………	(東	
土地改良区の定款変更の認可……………	青	
右 同……………	地	
土地改良区の役員の就任及び退任……………	局	
土地改良区の定款変更の認可……………	域	
土地改良事業の工事の完了……………	三	
公安委員会……………	同	
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(会	
	計	
	課	
	…	
	五	

右 同…………… ( 同 ) …… 五

雑 報

青森県市町村職員共済組合公告…………… (市 興町 課村) …… 六

## 告 示

青森県告示第百九十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名称 又は 名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
株式会社二チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	福祉用具貸与	二チイケアセンターむつ中央	平成三・五・三
株式会社二チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	特定福祉用具販売	むつ市旭町七の四七	"
社団法人青森県看護協会	青森市中央三丁目二〇の三〇	居宅療養管理指導	青森市松原一丁目一七の一	三・五・三
株式会社光仁介護サービス	青森市大字羽白字沢田四五の四	訪問介護	青森市大字羽白字沢田四八の一〇	"

……………

青森県告示第百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十二年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービス の種 類	居宅サ ービス 事業を 行 う 事 業 所	名 称	所 在 地	届 出 の 年 月 日	廃 止 の 年 月 日
有限会社 久保田印 刷	弘前市大字紺屋 町二七	居宅療 養管理 指導	居宅サ ービス 事業を 行 う 事 業 所	テ ル ス 調 剤 局	弘前市大字境 の 一 五	"	"
株式会社 わかば	和田市西二 二番町二の二	訪問 看護	居宅サ ービス 事業を 行 う 事 業 所	訪 問 看 護 シ ス テ ム	和田市西二 二番町二の二	三・四・二三	三・四・二三

青森県告示第百九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十二年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定居宅介護支援事業者	名 称	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 の 年 月 日
所 在 地	主たる事務所の 所在地	所 在 地	事業所 所在地	

青森県告示第百九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十二年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ービス の種 類	居宅サ ービス 事業を 行 う 事 業 所	名 称	所 在 地	届 出 の 年 月 日	廃 止 の 年 月 日
有限会社ほ おずき	八戸市大字是川 字転道平一の二	居宅介護支援事 業所ほおずき	居宅サ ービス 事業を 行 う 事 業 所	八 戸 市 大 字 是 川	八戸市是川一丁 目一の一	三・五・三一	三・五・三一
株式会社 わかば	和田市西二 二番町二の二	居宅介護 支援事業	居宅サ ービス 事業を 行 う 事 業 所	訪 問 看 護 シ ス テ ム	和田市西二 二番町二の二	平成 三・四・二三	平成 三・四・二三

青森県告示第百九十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	指定介護予防サ ービス 事業者	名 称	介護予防サ ービス 事業所	指 定 の 年 月 日
所 在 地	主たる事務所の 所在地又は住所	所 在 地	事業所 所在地	

株式会社光 仁介護サービス	青森市中央三丁目二〇の三〇	介護法人青森県看護協会	青森市中央三丁目二〇の三〇	株式会社二 チイ学館	東京都千代田区 目九 神田駿河台二丁目	株式会社二 チイ学館	東京都千代田区 目九 神田駿河台二丁目
青森市大字羽白 字沢田四五の四	青森市大字羽白 字沢田四五の四	介護予防防 護センター	介護予防防 護センター	特定介護 用具販売	特定介護 用具販売	介護予防防 護用具	介護予防防 護用具
セーフティー ヘルプサービス	青森市大字羽白 字沢田四八の一	訪問看護 ステーション	訪問看護 ステーション	ニチイケア センター	ニチイケア センター	ニチイケア センター	ニチイケア センター
青森市大字羽白 字沢田四八の一	青森市大字羽白 字沢田四八の一	青森市松原一丁目一七の一	青森市松原一丁目一七の一	むつ市旭町七の 四七	むつ市旭町七の 四七	むつ市旭町七の 四七	むつ市旭町七の 四七
"	"	三・五・三五	三・五・三五	"	"	平成 三・五・三	平成 三・五・三

青森県告示第四百号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十一号の規定により公示する。

平成二十二年六月七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 SKWE	青森市浪岡大字 一銀字杉田六二の	有限会社 刷久保田印	弘前市大字紺屋 町二七	有限会社 刷久保田印	弘前市大字紺屋 町二七	指定介護予 防サービス 事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サービスの 種類	介護予 防サービス 事業を行う事業所 名称	所在地	廃止の 届出年月日	廃止 年月日
青森市浪岡大字 一銀字杉田六二の	青森市浪岡大字 一銀字杉田六二の	弘前市大字紺屋 町二七	弘前市大字紺屋 町二七	弘前市大字紺屋 町二七	弘前市大字紺屋 町二七	介護予 防サービス	名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サービスの 種類	介護予 防サービス 事業を行う事業所 名称	所在地	平成 三・四・二六	平成 三・四・三〇
訪問介護 センター WESKT	弘前市大字中 野五丁目二五	テルス調 剤薬局	弘前市大字境 関西田三二	テルス調 剤薬局	弘前市大字境 関西田三二	介護予 防サービス	名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サービスの 種類	介護予 防サービス 事業を行う事業所 名称	所在地	"	"
訪問介護 センター WESKT	弘前市大字中 野五丁目二五	テルス調 剤薬局	弘前市大字境 関西田三二	テルス調 剤薬局	弘前市大字境 関西田三二	介護予 防サービス	名称	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サービスの 種類	介護予 防サービス 事業を行う事業所 名称	所在地	平成 三・四・二六	平成 三・四・三〇

出 先 機 関

株式会社 わかば	二十和田市西二 番町二の二〇	介護予 防訪問 看護	訪問看護 センター わかば	二十和田市西二 番町二の二〇	二十和田市西二 番町二の二〇	平成 三・四・三	平成 三・四・三
株式会社 わかば	二十和田市西二 番町二の二〇	介護予 防訪問 看護	訪問看護 センター わかば	二十和田市西二 番町二の二〇	二十和田市西二 番町二の二〇	"	"

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、原別土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年六月七日

東青地域県民局長 小田 桐 文 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	和田 由春	青森市大字八幡林字熊谷六八	平成三・四・六

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年六月七日

中南地域県民局長 深 澤 守

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	仲野 佳尚	弘前市大字高杉字山下二八九の三	平成三・四・一

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、津軽平川土地改良区の定款の変更を平成二十二年四月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年六月七日

中南地域県民局長 深 澤 守

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、六羽川土地改良区の定款の変更を平成二十二年四月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年六月七日

中南地域県民局長 深 澤 守

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅水七崎土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年六月七日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
-------------------	--------	--------	----------------------------

理事	下田 常春	八戸市大字豊崎町字上七崎一九	平成三・四・一就任
理事	江戸 正治郎	三戸郡五戸町大字浅水字浅水一四八	
理事	嶋森 一志	八戸市大字豊崎町字下永福寺三一の一	
理事	小澤 正人	三戸郡五戸町大字扇田字扇田一五の五	
理事	佐川 秀清	大字浅水字川向二八の三	
理事	古川 政貴	大字扇田字下関川四	
理事	種市 聡	大字豊間内字岩ノ脇八	
理事	赤坂 峯輝	八戸市大字豊崎町字長窪二五の一	
理事	久保杉謹司郎	字上永福寺一五	
理事	中村 明人	字下七崎四一の一	
理事	安ヶ平孝志	四六	
理事	工藤 美登	三戸郡五戸町大字豊間内字上谷地二の二	
理事	田村 英世	八戸市大字豊崎町字下永福寺一七の一	
理事	下田 常春	字上七崎一九	三・三・三退任
理事	古川 政貴	三戸郡五戸町大字扇田字下関川四	
理事	嶋森 一志	八戸市大字豊崎町字下永福寺三一の一	
理事	小澤 正人	三戸郡五戸町大字扇田字扇田一五の五	
理事	三浦 與吉	大字豊間内字高寺一三三の五七	
理事	赤坂 直人	八戸市大字豊崎町字滝谷一の一	
理事	佐川 秀清	三戸郡五戸町大字浅水字川向二八の三	
理事	久保杉謹司郎	八戸市大字豊崎町字上永福寺一五	
理事	江戸 正治郎	三戸郡五戸町大字浅水字浅水一四八	
理事	中村 明人	八戸市大字豊崎町字下七崎四一の一	
理事	種市 聡	三戸郡五戸町大字豊間内字岩ノ脇八	
理事	安ヶ平孝志	八戸市大字豊崎町字下七崎四六	
理事	田中 興志雄	字下永福寺六五	

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八戸

平原土地改良区の定款の変更を平成二十二年五月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十二年六月七日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成二十二年六月七日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
五戸台地区基盤整備促進事業	五戸町	平成三〇・三〇

### 公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月七日

青森県警察本部長 寺 島 喜代次

一 物品等の名称及び数量  
運転免許証更新時講習資料 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十二年三月二十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

財団法人全日本交通安全協会

東京都千代田区九段南四丁目八の一三

六 契約金額

一式当たり 四百七円五十銭五厘

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月七日

青森県警察本部長 寺 島 喜代次

一 物品等の名称及び数量

IC運転免許証作成機用消耗品 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十二年三月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社DNPアイディーステム  
東京都新宿区新宿四丁目三の一七
- 六 契約金額  
一式当たり 二百九十二万七千八百五十五円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

住  
雑

報

青森県市町村職員共済組合公告

青森県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十一年度決算の要旨を公告する。

平成二十二年六月七日

青森県市町村職員共済組合理事長 福 島 弘 芳



(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一間屋町三丁目番七 七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭
--------------------------------------	--	----------------------------------